

令和6（2024）年10月24日
柏崎市総合計画審議会資料

第六次総合計画の策定について

柏崎市総合企画部企画政策課

はじめに 一総合計画とは一

1 総合計画策定の根拠

- (1) 新潟県柏崎市市民参加のまちづくり基本条例（平成15年条例第6号）

第19条に総合計画等の策定に係る規定あり

（総合計画等の策定）

第19条 市は、基本構想及びこれを具体化するための基本計画（以下これらを「総合計画」という。）を、まちづくりの基本原則にのっとり策定しなければならない。

2～5 (略)

- (2) 新潟県柏崎市総合計画条例（平成26年条例第54号。以下「計画条例」）

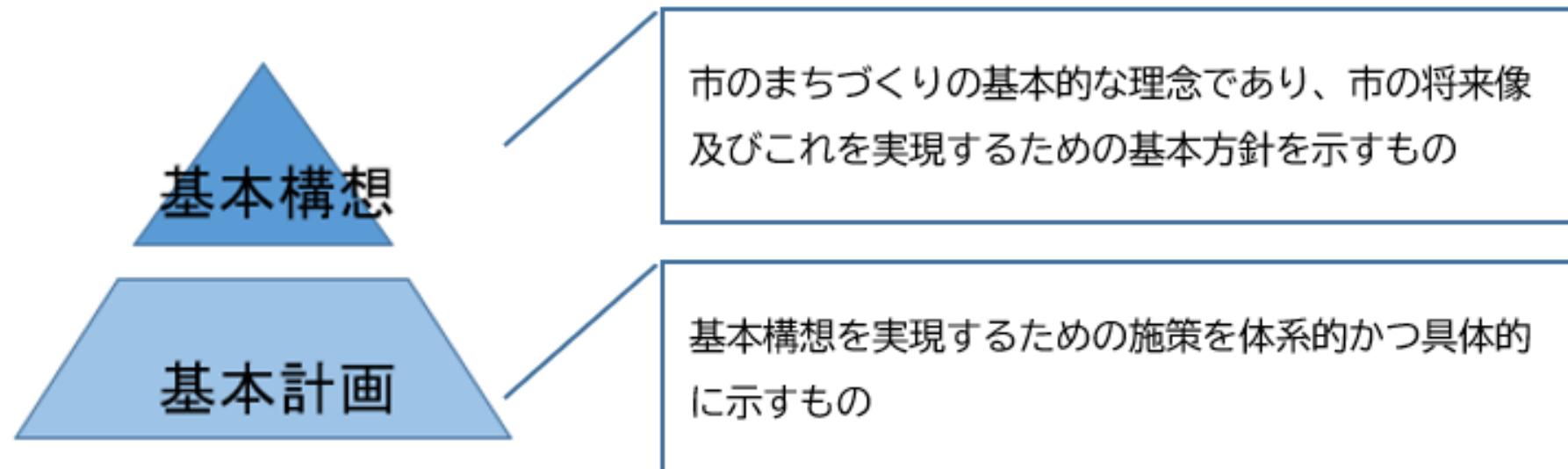
本市の総合計画に関し、策定等に係る基本的な事項を定めている。

はじめに 一総合計画とは

2 総合計画とは（計画条例第2条）

市の将来の長期的な展望の下に市政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針であり、「基本構想」及び「基本計画」から成るものという。

図：総合計画の範囲



はじめに 一総合計画とは一

(1) 策定（計画条例第3条）

- ・市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市の最上位の計画として、総合計画を策定するものとする。
- ・市長は、総合計画を策定するに当たっては、適切な計画期間を設定し、その時々の地域の実情、社会経済情勢の変化等を的確に把握し、これらに適合するように総合的な見地から策定するものとする。

(2) 総合計画審議会（計画条例第4条）

- ・市民の市政への参加により市民の意見を総合計画に反映させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、設置するもの
- ・審議会の所掌事務は、次のとおり

市長から諮問を受けた総合計画の策定、変更又は廃止に関する事項について調査・審議し、その結果を市長に答申すること。

総合計画に基づく施策の進行管理に関する事項について調査・審議すること。

(3) 議会の議決（計画条例第5条）

- ・基本構想を策定し、変更し、又は廃止するときは、議会の議決を経るものとする（基本計画の施策の体系の策定、変更又は廃止についても同様）。

第六次総合計画について

- ・ 第五次総合計画が令和7（2025）年度をもって計画期間の満了を迎える。
→ 今年から次期総合計画の策定作業を開始

1 構成と期間

次期総合計画は、基本構想及び基本計画で構成するものとし、基本構想を令和8（2026）年度から令和15（2033）年度までの8年、基本計画は前後期ともに4年とします。

2 総合計画と総合戦略の一体化

総合計画と総合戦略を一体化することにより、総合計画と整合性の取れた総合戦略の策定につなげるとともに、市民に分かりやすく効果的な施策展開を行います。

第六次総合計画について

3 策定体制

(1) 柏崎市総合計画審議会及び分科会

市民により構成する柏崎市総合計画審議会と、この下に各施策の基本方針に対応した分科会を設置します。市長からは、総合計画の策定に関する事項について審議会に諮詢を行います。

総合計画審議会 (部長級+審議会委員)	基本構想・基本計画の審議・答申など
総合計画審議会分科会 (部長級+課長級+審議会分科会委員)	基本計画の検討・意見集約など

【参考：分科会について】

新潟県柏崎市総合計画審議会規則

(分科会)

第5条 審議会には必要に応じて分科会を設け、専門的及び技術的な事項について検討を行い、審議会に対し意見を述べるものとする。

(2) 市民参画

市民アンケート、市民ワークショップ、パブリックコメントの実施

第六次総合計画について

【これまでの主な取組】

令和6（2024）年1月	次期柏崎市総合計画策定方針の策定 ・次期計画の構成と期間等を定める。
令和6（2024）年7月	市民アンケートの実施 3,000人対象（無作為抽出）
令和6（2024）年7月下旬 ～9月上旬	市民ワークショップの実施 市内各団体、大学生、市職員 29名参加

基本構想の枠組み

従来の構成から、以下のとおり「はじめに」の部分と「人口ビジョン」を切り離し、基本構想の構成・内容をより市民に分かりやすいものとする。

【第五次総合計画基本構想】

策定の趣旨

総合計画策定の背景

総合計画の位置付け

総合計画の構成と期間

時代背景と課題

我が国を取り巻く時代背景

本市における最重要課題

本市において取り組むべき主要課題

将来都市像

将来都市像と基本理念

今後の人口展望

土地利用構想

分野別施策の基本方針

「はじめに」を設け、そこで総合計画の構成や社会背景等の説明

はじめに
総合計画とは
総合計画の構成
策定の背景
本市における課題

人口ビジョン
今後の人口展望

【第六次総合計画基本構想】

策定の目的

計画期間

基本理念

将来都市像

基本方針

土地利用構想

別途人口ビジョンを作成

基本計画の枠組み

総合計画と総合戦略を一体化することにより、総合計画と整合性の取れた総合戦略の策定につなげるとともに、市民に分かりやすく効果的な施策展開を行う。

【第五次総合計画前期基本計画】

- 第1編 総論
 - 計画の趣旨・期間
 - 財政計画
 - 施策の体系
- 第2編 重点戦略
 - ※重点戦略1～4
- 第3編 分野別施策の基本方針
 - ※第1章～第6章

【第六次総合計画前期基本計画】

(兼第3期(仮)まち・ひと・しごと創生総合戦略)

総合戦略
を一体化

- 計画の趣旨・期間
- 重点戦略・施策の体系
- 計画の推進
- 財政計画
- 基本方針に基づく施策

分科会の設置について

第五次総合計画では6分野に分けて、主要施策を掲載したが、第六次総合計画では、「魅力・文化」分野を他分野に移行し、5分野に分けての枠組とする。
(詳細は、別紙のとおり)

→ 5つの分科会を設置して、分野毎に前期基本計画の内容を検討していく。

主要施策の枠組案

柏崎市第六次総合計画	
基本構想	基本計画
基本方針（5）	新主要施策（34）

第1章 生活・安全・環境	1-1 原子力防災
	1-2 自然災害・地域防災
	1-3 公共交通
	1-4 防犯・交通安全
	1-5 住環境・公園等
	1-6 上下水道・道路網（除排雪含む）
	1-7 環境保全
	1-8 資源循環

【備考】

- ・自然災害対策と地域防災をまとめる。
- ・現計画の2-2、2-3、3-1、3-2を分解し、新主要施策の1-4、1-5、1-6の3つで構成する。
- ・地球温暖化対策と美しい自然を「環境保全」として1つにまとめる。

柏崎市第五次総合計画後期基本計画（現計画）	
主要施策（44）	

節	第1章 防災・生活・環境 ～『頼もしさ』をつなぐまちをめざして～
1	1 原子力発電所の安全性向上を追求する 2 自然災害に備えた対策を進める 3 防災や危機管理機能を高める
2	1 持続可能な公共交通ネットワークを構築する 2 生活に身近な安全を確保する 3 良好的な生活を支える環境を守る
3	1 社会基盤を機能的に整備する 2 安全な道路網を確保する
4	1 地球温暖化対策を進める 2 資源循環型社会を実現する 3 美しい自然を守る

第2章 産業・エネルギー	2-1 雇用環境
	2-2 起業・創業
	2-3 ものづくり産業・企業誘致
	2-4 商業
	2-5 農業・林業・水産業
	2-6 観光交流
	2-7 再生可能エネルギー・次世代エネルギー

【備考】

- ・ものづくり産業と企業誘致をまとめる。
- ・観光交流を独立させる。
- ・再生可能・次世代エネルギーの導入促進を新たに設ける。

節	第2章 産業・雇用 ～『豊かさ』をつなぐまちをめざして～
1	1 雇用環境や就労機会を充実させる 2 起業・創業を支援する 3 企業誘致を進める
2	1 商業の魅力を高める 2 農林水産業の持続性を高める 3 産業の創造性と技術力を高める 4 地域資源の活用により観光産業を強化する

主要施策の枠組案

柏崎市第六次総合計画	
基本構想	基本計画
基本方針 (5)	新主要施策 (34)
第3章 子育て・健康・福祉	
3-1 健康づくり	
3-2 医療体制	
3-3 出会い・結婚・出産支援	
3-4 子育て支援	
3-5 生活支援	
3-6 高齢者福祉	
3-7 障がい者福祉	

【備考】

- ・現計画から大きく変更していない。

柏崎市第五次総合計画後期基本計画（現計画）	
主要施策 (44)	
節	第3章 健康・福祉 ～『健やかさ』をつなぐまちをめざして～
1	1 心と体の健康づくりを進める 2 安心できる医療体制を堅持する
2	1 結婚や出産を望む人の希望をかなえる 2 安心して子育てができる環境を充実させる
3	1 支え合いの地域づくりを進める 2 高齢者が安心して暮らせる環境を充実させる 3 障がいがあっても、自分らしく暮らせる環境を充実させる

第4章 教育・スポーツ・文化	4-1 学校教育（ソフト）
	4-2 教育環境（ハード）
	4-3 地域への愛着と健全育成
	4-4 生涯学習
	4-5 スポーツ振興
	4-6 多文化共生・国際交流
	4-7 歴史・文化

【備考】

- ・現計画の第5章にあった魅力・文化にかかる項目を移行
- ・現計画の2-1, 2-2を「生涯学習」に一本化する。
- ・現計画の第3節を「スポーツ振興」に一本化する。

節	第4章 教育・スポーツ ～『たくましさ』をつなぐまちをめざして～
1	1 知徳体のバランスの取れた教育を進める 2 地域の人・もの・資源を活かして若者を育てる 3 教育環境を充実させる
2	1 学びの機会を充実させる 2 家庭・地域の教育力を高め、共助社会を形成する
3	1 スポーツによる地域づくりや生きがいづくりを進める 2 全国や世界に通用する競技者を育てる

節	第5章 魅力・文化 ～『柏崎らしさ』をつなぐまちをめざして～
1	1 柏崎の魅力を高め、良さを伝える 2 多文化共生を進める
2	1 地（知）の拠点を活かした取組を進める
3	1 歴史・文化を保全・活用し、継承する 2 市民の主体的な文化活動を支援する

主に第4章に含める

主要施策の枠組案

柏崎市第六次総合計画	
基本構想	基本計画
基本方針（5）	新主要施策（34）

第5章 住民自治・行財政	5-1 平和と人権の尊重
	5-2 地域団体・市民団体の活動
	5-3 移住定住・大学連携
	5-4 DX・ICT・人材育成
	5-5 行財政運営

柏崎市第五次総合計画後期基本計画（現計画）	
主要施策（44）	

節	第6章 自治経営 ～多様な主体と共創し共育するまちをめざして～
1	1 平和に関する意識啓発を進める 2 人権を尊重した社会づくりを進める
2	1 市民力が発揮できる環境を充実させる 2 地域力が発揮できる環境を充実させる
3	1 自治機能を強化する 2 健全な財政を堅持する 3 公共施設を総合的かつ計画的に管理・運営する

【備考】

- ・現計画の第1節を「平和と人権の尊重」にまとめる。
- ・現計画の第2節を「地域団体・市民団体の活動」にまとめる。
- ・行財政運営をまとめる。
- ・現計画の第5章魅力・文化の第1節に掲載していた移住定住と大学との連携を、5-3に移行。
- ・現計画の第3節の自治機能の強化から、「DX・ICT・人材育成」を抜き出す。